

○医薬品広告の自肅要望について

(昭和四五年六月二六日)

(薬発第五五三号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

標記のことについて、別紙のとおり日本製薬団体連合会会長に通知したので了知されたく、また、貴管下関係業者の指導方について何分の御配慮を煩わしたい。

.....

別紙

(昭和四五年六月二六日 薬発第五五二号)

(日本製薬団体連合会会長あて厚生省薬務局長通知)

医薬品は、本来、その適応疾病に対して所定の用法用量にしたがって正しく使用されて、はじめて所期の目的が達せられるものであり、その広告は、使用者に誤った認識をあたえないよう的確な情報を提供すべきものであります。

医薬品の広告については、従来より薬事法およびこれにもとづく「医薬品等適正広告基準」による指導、取締りが行なわれてきたところであり、さらに貴会においても「医薬品広告に関する自肅要綱」を定め、その適正化に努力されてきたところではありますが、昨今においてもなお、いわゆる大衆保健薬の広告について、各方面から厳しい批判があることは、医薬品の保健衛生上果すべき役割を考えると、まことに遺憾なことであります。

については、医薬品の特殊性を十分認識され、大衆保健薬のみならず医薬品の一般向け広告にあつては、今後とも、薬事法、「医薬品等適正広告基準」および貴会「医薬品広告に関する自肅要綱」を厳守することはもちろん、特に、当該医薬品の服用により健康が著しく増進されるがごとく強調し、または、当該医薬品を服用しなければ健康を維持できないかのごとき不安感をあたえるなど、不必要な人にまで使用を促すような表現およびその連用を不当に推しようするような表現等、医薬品の過量消費、乱用助長を促すようなことは、これを厳に慎むとともに、医薬品の広告宣伝が過度にわたらないよう自肅し、もつて積極的に医薬品広告の適正化をはかれることを強く要望いたします。